

## メディカルイノベーション大学院プログラム修了審査に関する申合せ

令和3年10月29日メディカルイノベーション大学院プログラム教授会決定

### (目的)

第1条 本申合せは、メディカルイノベーション大学院プログラム（以下「本プログラム」という。）における修了審査に関する具体的な手順等を定めるものである。

### (修了審査願)

第2条 本プログラムの修了審査を受けようとするものは所定の修了審査願を修了審査委員会に提出するものとする。

### (修了調査委員)

第3条 修了調査委員は、以下の教員3名で構成する。

- (1) 当該申請者の研究科指導教員及びプログラム指導教員または研究科指導教員が指名する者
- (2) プログラムコーディネーターが指名する教員1名
- 2 当該申請者が履修期間短縮を希望している場合は、前項の規定に関わらず修了調査委員1名を追加することができる。
- 3 当該申請者の研究科指導教員を修了調査委員の代表教員とする。

### (修了審査基準)

第4条 本プログラム履修生の修了審査基準は、本プログラムディプロマ・ポリシーに定める以下のカテゴリーについて一定の基準に達していることとする。

- (1) 医学知識を十分に学修し、それぞれの専門分野の高度で実践的な研究能力を身につけ、高い倫理性と責任感を備えて推進・実施することができる。
- (2) 既存の研究領域や手法にとらわれず、新領域開拓やアプローチを創成する独自の思考・研究能力、グローバルな視点及びコミュニケーション力を身につけている。
- (3) 次世代医療の社会実装に向けた俯瞰的な視点を身につけている。

### (修了要件確認)

第5条 修了調査委員は、前条の修了審査基準について以下の調査を行い、修了の可否についての評価を行う。

- (1) 本プログラム修了に必要な科目、単位を修得したか調査する。
- (2) 本プログラム修了に必要な活動を実施したか調査する。
- (3) 公聴会等において本プログラムに関する口頭試問を行い、前条各号の達成状況について調査する。

### (修了調査結果の報告)

第6条 修了調査委員は、当該履修生に関する調査結果を修了審査委員会に報告する。

(修了審査委員会の役割)

第7条 修了審査委員会は、前条による調査委員からの調査結果報告を受け、修了要件及び修了審査基準を満たしていることの最終確認を行い、結果を教授会に報告する。

(その他)

第8条 この申合せに定めるもののほか、本プログラムにおける修了審査に関し必要な事項は、修了審査委員会が定める。

#### 附 記

- 1 この申合せは、令和3年11月24日から実施する。
- 2 当該申請者が研究指導認定退学した場合は、第3条中「研究科指導教員」とあるのは「元研究科指導教員」に、「プログラム指導教員」とあるのは「元プログラム指導教員」に読み替えるものとする。
- 3 研究科指導教員又はプログラム指導教員が退職その他の事由により調査委員になることができない場合は、第3条第1項第1号の規定に関わらず、プログラムコーディネーターが別途指名した者を調査委員とする。
- 4 研究科指導教員が退職その他の事由により調査委員になることができない場合は、第3条第3項の規定に関わらず、プログラムコーディネーターが指名した者を代表委員とする。